第二百十五条第一項第二号の表中ニの項を削り、第四項第十五号中「、ロ及びニ」を「及びロ」に改める。

別添二/3・4・1・に次のただし書を加える。

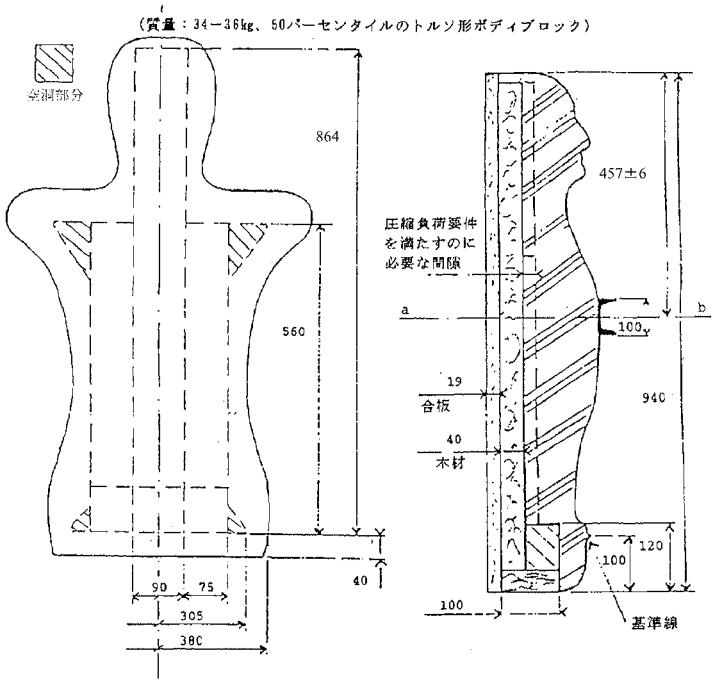
ただし、エアバッグを装備したかじ取ハンドルであって、直径165㎜の球が接触できる部分に乗員に対する重大な傷害を与えるおそれがある協定規則第21号の2.18.に定義される鋭い突起が無い場合は、この限りでない。

別添二/別紙2―付録を次のように改める。

別紙2－付録

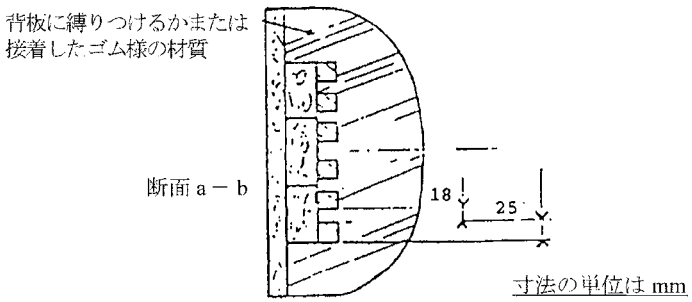
ボディブロック

（質量：34－36kg、50パーセンタイルのトルソ形ボディブロック）



弾性率：107－143kgf/cm

図にホすような100㎜の角材で、ボディブロックの縦軸に対して垂直、背板に対して平行に胸部に荷重を加え、角材がボディブロックの中へ12.7㎜移動した時に負荷を測定する。



別添十一/3・2・25・の次に次を加える。

3.2.25.1.　応急用スペアユニットの使用上の制限に従わない場合は、危険である旨を取扱説明書に記載するものとする。

3.2.25.2.　応急用スペアユニットの使用が特定の車軸に限定されている場合は、その旨を取扱説明書に記載するものとする。

別添五十一/2・6・の次に次を加える。

2.6.1.　「レンズカット等の加工がされた外側レンズ」とは、光線が元の方向から大幅にそれるような修正又は影響を光源からの光の伝播に対し与えるために設計された、外側レンズの全体をいう。

2.6.2.　「レンズカット等の加工がされた外側レンズ区域」とは、光線が元の方向から大幅にそれるような修正又は影響を光源からの光の伝播に対し与えるために設計された、外側レンズの一部をいう。

別添五十一/2・7・2・中「部分をいう。」の下に「なお、非灯火面が灯火面に囲まれている場合、非灯火面を含んだ発光面自体を照射面と見なしてもよい。」を加える。

別添五十一/4・3・2・中「協定規則第19号の技術上の要件」を「協定規則第19号第３改訂版補足第２改訂版の技術的な要件」に改め、４・３・９・中「協定規則第19号第３改訂版」を「協定規則第19号第３改訂版補足第２改訂版」に改め、４・４・４・１・中「その照明部の最外縁が自動車の最外側から400㎜以内となるように」を「車両中心面の両側に１個ずつ」に改め、４・１６・４・２・中「(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の構造上地上900㎜以下に取り付けることができない自動車にあっては、1,500㎜以下)」を「(自動車の後面又は自動車の側面の後部に備える他の灯火等と集合式の後部反射器を備える自動車にあっては、1,200㎜以下)」に改め、４・１６・４・２・に次のただし書きを加える。

ただし、自動車の構造上これによりがたい場合並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、最外側にある後部反射器は、その反射部の下縁の高さが地上250㎜以上、上縁の高さが1,500㎜以下に取り付けられなければならない。

別添五十一/4・17・4・3・中「(自動車の構造上地上900㎜以下に取り付けることができない自動車にあっては、1,500㎜以下)」を「(自動車の後面又は自動車の側面の後部に備える他の灯火等と集合式の後部反射器を備える自動車にあっては、1,200㎜以下)」に改め、４・１７・４・３・に次のただし書を加える。

ただし、自動車の構造上これによりがたい場合は、最外側にある後部反射器は、その反射部の下縁の高さが地上250㎜以上、上縁の高さが1,500㎜以下となるように取り付けられなければならない。

別添五十一/4・20・4・1・中「(自動車の構造上地上900㎜以下に取り付けることができない自動車にあっては、1,500㎜以下)」を「(他の灯火等と集合式の側方反射器を備える自動車にあっては、1,200㎜以下)」に改め、４・２０・４・１・に次のただし書を加える。

ただし、自動車の構造上これによりがたい場合及び4.20.1.に掲げる自動車以外の自動車にあっては、その反射部の下縁の高さが地上250㎜以上、上縁の高さが1,500㎜以下となるように取り付けられなければならない。

別添五十一/4・20・4・2・1・から４・２０・４・２・３・までの規定中「長さが６ｍを超える自動車」の下に「(4.20.4.2.5.に規定する自動車を除く。)」を加え、４・２０・４・２・４・の次に次を加える。

4.20.4.2.5.　長さが６ｍを超え７ｍ以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車に限る。）の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が３ｍ以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの３分の１以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。